

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定

19 生産第 9424 号

平成 20 年 3 月 31 日

農林水産省生産局長通知

最終改正 令和 5 年 11 月 29 日付け 5 農振第 1935 号

第 1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業の内容

要綱第 4 第 2 項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第 3 に定める別記 1 から別記 8 までに掲げるとおりとする。

1 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「特措法」という。）第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第 3 の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（1）の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針（平成 26 年環境省告示第 133 号）における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動（以下「広域捕獲活動（個体数調整）」という。）、広域捕獲活動（個体数調整）を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 26 日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

5 シカ特別対策等事業

シカの生息域の拡大に対応するため、個体数を減らすための捕獲対策等を実施する事業とする。

6 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

7 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等とのフェア開催、消費者に対してジビエ関連情報の発信等のプロモーションを実施する事業とする。

8 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

また、ジビエの需要拡大及び利活用促進を図るため、処理加工施設への広域搬入体制のモデル構築、ジビエ料理に関する指導やメニュー開発等の取組を実施する事業とする。

加えて、ジビエ利用を含む、鳥獣被害対策の理解醸成を図るための情報発信の取組を実施する事業とする。

第3 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記4
- 5 シカ特別対策等事業：別記5
- 6 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記6
- 7 全国ジビエプロモーション事業：別記7
- 8 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記8

(別記 8)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第 1 事業の取組等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記 1 の第 1 の 4 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記 1 の第 1 の 4 を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。）とする。

(6) 対象地域

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る採択要件の欄

の6の「農村振興局長が別に定める対象地域であること」の判断については、次のアからシまでに掲げる地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄

ク 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

ケ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

コ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯

サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30

日付け 13 統計第 965 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

(7) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る採択要件の欄の 5 の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

(8) 生産コスト分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る採択要件の欄の 7 の「受益地内の生産コストの低減が 10%以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

(9) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記 1 の第 1 の 8 を準用する。

(10) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記 1 の第 1 の 9 を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の取組

捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入を促進するため、車両での進入が困難、急傾斜地である等、捕獲現場の地理的条件に合わせた実用可能な新たな搬入方法の確立に資する次のアからエまでの取組を実施するものとする。

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

捕獲地に近い場所で解体処理を行うため、既存の移動式解体処理車（車内で捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等を行うことができる車両）の機能等の問題点を抽出した上で、改良型の車両を製作し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

イ 軽トラックの改造・実証

急傾斜地等の捕獲現場から処理加工施設への搬入を行うため、軽トラック（軽自動車区分に該当する小型トラック）又は保冷車に巻き上げ機（ウィンチ）等を実装し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理加工施設に搬入した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

輸送用のコンテナ等を活用し、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等

が行える機器等を実装する。

また、実装後のコンテナ式処理施設等を活用し、広域搬入体制の構築や処理した食肉の品質評価等について、実証・展示等を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

エ 生体搬入方法の実証

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入するための安全性その他の問題点を抽出した上で、運搬に適したおりを製作し、生体搬入の取組や処理した食肉の品質評価、既存の処理加工施設との連携等について、実証・展示等を行う。

(2) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定めるコンソーシアムとは、次の全ての要件を満たすものとし、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

ア コンソーシアムは、次の構成員により組織されることとする。

(ア) ジビエの広域搬入の促進に資する知見やノウハウ、技術等を有する民間事業者

(イ) 処理加工施設

(ウ) (イ)の処理加工施設が所在する市町村

実証に必要な捕獲個体については、処理加工施設の所在する市町村と連携し、確保できる体制を整備することとする。

また、実証及び展示又は実証のみを行う地区が所在する市町村は参画を必須とする。なお、展示のみが行われる地区が所在する市町村は参画を必須としないが、事業の実施についてあらかじめ調整を行うとともに、助言等を受けられる体制を構築することとし、研究機関や大学、農業協同組合、猟友会等、実証に必要となる者が構成員となることは妨げない。

イ コンソーシアムは、実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に係る規約等を定め、かつ、コンソーシアムの全ての構成員がこれに同意していることとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の地位の承継者

(オ) 知的財産権が発生した場合の取扱方法

(カ) 事務処理及び会計処理の方法及び責任者

(キ) 財産の管理方法

(ク) 公印の管理及び使用の方法及び責任者

(ケ) 会計監査及び事務監査の方法

(コ) (ア) から (ケ) までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

ウ イの規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続において複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。

オ 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の取組

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用するとともに、全国的なジビエ利用を推進するため、新たにジビエメニューを取り扱うレストランその他の飲食店（以下「ジビエレストラン」という。）の拡大に向けた取組を実施するものとする。

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いいうる体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。)とする。

(6) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効果を向上させることができないか検討するものとする。

(7) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の8を準用する。

(8) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記1の第1の9を準用する。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の取組

鳥獣被害対策及びジビエ利活用に関し情報の発信を行うものとする。

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類欄の2の(8)の③に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保することとする。（参照

URL : <https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>)

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 農振第 1705 号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

（２）留意事項

留意事項は、別記 1 の第 2 の 4 を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

（１）事業の内容

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を抽出し、車両の改良の方向性について意見交換を行うための検討会を開催する。

（イ）改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を解消し、実用可能な改良型の移動式解体処理車を製作する。

（ウ）改良型移動式解体処理車の機能等の実証

改良型の移動式解体処理車を活用し、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、処理した食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2 か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

（エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS 等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

（オ）改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

改良型の移動式解体処理車の取扱方法及び捕獲現場や処理加工

施設での運用方法、処理した食肉の品質評価等について取りまとめたマニュアルを作成する。

イ 軽トラックの改造・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

軽トラック又は保冷車を活用した捕獲鳥獣の運搬、処理加工施設への搬入を進めるため、巻き上げ機（ウィンチ）等の設置等の方法について意見交換を行うための検討会を開催する。

（イ）軽トラックの改造

捕獲鳥獣の運搬のため、軽トラック又は保冷車にウィンチ等を実装する等の実用可能な改造を行う。

（ウ）軽トラックの機能等の実証

（イ）により改造した軽トラック又は保冷車について、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、施設に搬入された食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

（エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

（オ）軽トラック改造マニュアルの作成

軽トラック又は保冷車へのウィンチ等の実装方法、改造に当たっての留意事項や捕獲鳥獣の運搬にあたり必要な処理方法、現場で活用するに当たっての注意点、処理した食肉の品質評価等を取りまとめたマニュアルを作成する。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するための

課題の抽出等について意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) コンテナ等の改造

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するため、コンテナ内部に、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等の実装を行う。

(ウ) コンテナ等の機能等の実証

(イ) で実装したコンテナ等を活用し、簡易な処理加工施設としての機能が実用可能かどうか、処理した食肉の品質評価等の実証を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地形的条件等を考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ) の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) コンテナ等活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

コンテナ等を活用した簡易な処理加工施設への機器等実装方法、処理加工等作業に関する留意事項、法令等への対応方法、既存の処理加工施設との連携、処理した食肉の品質評価等を取りまとめたマニュアルを作成する。

エ 生体搬入方法の実証

事業実施主体は、次の（ア）及び（ウ）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

なお、（イ）については、既存の生体搬入用おりでは実証が困難な場合等に実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入（以下「生体搬入」という。）するための課題の抽出等についての意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 生体搬入用おりの製作

捕獲鳥獣を処理加工施設へ生体搬入するための実用可能な専用

おりを製作する。

(ウ) 生体搬入の実証

既存の生体搬入用のおりや、(イ)で製作したおりを活用し、処理加工施設への搬入や処理した食肉の品質等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2箇所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設や都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ)の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 生体搬入マニュアルの作成

捕獲現場から処理加工施設への捕獲個体の生体搬入を行うに当たっての通りの使用方法、輸送の安全性の確保、食肉の品質面への影響、処理した食肉の品質評価等の留意事項についてとりまとめたマニュアルの作成を行うものとする。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表1のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

(4) 留意事項

ア 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除
本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中

に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(ア) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の a から c までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

- a 事業実施主体自身
- b 100%同一の資本に属するグループ企業
- c 事業実施主体の関係会社

(イ) 利益等排除の方向

- a 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

- b 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- c 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0 とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

イ 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

（ア）本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を

行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。

(イ) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(ウ) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を第三者が利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(エ) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の内容

全国的なジビエの消費拡大を図るため、ジビエレストランのシェフ等の調理人への調理指導やメニューの開発支援等を行う。

事業実施主体は、次のア及びイの取組を実施するものとする。

ア 調理人へのジビエの調理実習・メニュー開発・情報発信

(ア) ジビエ調理に長けた指導者によるテストキッチン等における調理の指導・実習・勉強会を全国各地（3地域以上）で実施する。

(イ) ジビエレストランにおけるジビエメニューの提供・販売に向けたメニューの開発等を支援する。また、試作のためのジビエ等を調達・提供する。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）により実施した試作調理やジビエメニュー等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

(エ) ジビエメニューの定着に向けたPR資材を作成し、新たにジビエメニューを取り扱うジビエレストラン等に配布するとともに、情報発信を行う。

(オ) （ア）から（オ）までの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

イ ジビエバイヤーズ商談会の実施

(ア) 食肉処理加工施設、地方公共団体、卸売業、流通業、食品メーカ

一、個人飲食店等による商談会（以下「ジビエバイヤーズ商談会」という。）を実施し、食肉処理加工施設等とジビエレストランとのマッチングを実施する。

（イ）ジビエバイヤーズ商談会に関する取組結果の分析を行う。

（ウ）（ア）及び（イ）の取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

（２）実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表２のとおりとする。

（３）事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の５０％以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

（４）留意事項

事業実施主体及びジビエレストランは、ジビエレストラン拡大事業を的確かつ効果的に実施するため「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を遵守するとともに、必要に応じて、国産ジビエ認証施設などの協力を得るものとする。

４ 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

（１）事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の１の（２）の②に係る経費・事業内容の欄の１の（１）鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵等な等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30 ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保することとする。（参照 URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 農振第 1705 号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

（2）要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（2）の②に係る採択要件の欄の 8 の農村振興局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

ア 侵入防止柵を新規整備する場合は、野生鳥獣の生息域拡大を見据え、個々のほ場を囲うのではなく、集落を広域的に囲うなど、効率的・効果的な整備を実施するものとする。

イ 既設柵を再編整備する場合に当たっても、周辺環境の変化を踏まえ、集落を広域的に囲うかたちで再編するなど、効率的・効果的な整備を実施するものとする。

ウ 野生鳥獣を引き付ける農作物残渣を放置しないことやほ場環境を維持すること等、鳥獣被害の発生要因を減らす生息環境管理を行うものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

（1）事業の内容

鳥獣被害対策及びジビエ利活用に対する一般国民への理解醸成を図るため、現状や課題、ジビエ利活用に関する歴史や文化等を含む展示物及び動画等の制作を行う。なお、制作後取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

（2）実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している

又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表 3 のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の 50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

(4) 留意事項

事業実施主体は、大阪・関西万博その他大規模展示イベント等の情報収集に努め展示に係る調和を図る。

第 3 交付額等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣 種 等	侵入防止柵の種類	上限単価（円／m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）	上限単価（円／m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1 段当たり）	1 4 8	3 9 1
	電気柵シート （地際補強）	2 5 4	6 7 3
	ネット柵	1, 0 9 0	2, 6 0 0
イノシシ	金網柵 （ロール状）	1, 9 7 0	5, 3 8 0
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1, 2 9 0	3, 0 0 0
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵 （ロール状）	2, 7 9 0	7, 6 2 0

	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1, 9 5 0	4, 5 3 0
--	------------------	----------	----------

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵 (1 段当たり)	2 5	2 2 5
	ネット柵	1 9 2	1, 6 1 2
イノシシ	金網柵 (ロール状)	2 9 6	2, 7 2 6
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1 9 2	1, 6 1 2
シカ (イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	4 3 0	3, 7 1 0
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	2 8 6	2, 4 2 6

ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	8 2 6	2, 0 6 5

注 1 : 鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を 4 m 以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート (地際補強) は、通電性を有するものとし、幅 1 m 以内とする。
- ・電気柵シート (地際補強) は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径を ϕ 5 mm 以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) とする。

- ・金網柵については、金網の径をφ 2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1（1）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

（2）地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の（1）の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1（1）で準用する別記1の第4の1の（4）に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、200,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①から④までに掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

3 ジビエレストラン拡大事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、70,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①及び②に掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

- (1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣 種 等	侵入防止柵の種類	上限単価（円／m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）	上限単価（円／m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1段当たり）	1 4 8	3 9 1
	電気柵シート （地際補強）	2 5 4	6 7 3
	ネット柵	1, 0 9 0	2, 6 0 0
イノシシ	金網柵 （ロール状）	1, 9 7 0	5, 3 8 0
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1, 2 9 0	3, 0 0 0
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵 （ロール状）	2, 7 9 0	7, 6 2 0
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1, 9 5 0	4, 5 3 0

イ 再編整備

獣 種 等	侵入防止柵の種類	上限単価（円／m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）	上限単価（円／m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1段当たり）	7 4	3 1 7
	ネット柵	5 4 5	2, 0 5 5
イノシシ	金網柵 （ロール状）	9 8 5	4, 3 9 5
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	6 3 5	2, 3 6 5
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵 （ロール状）	1, 3 9 5	6, 2 2 5
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	9 7 5	3, 5 5 5

ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価（円／m）	上限単価（円／m）
--------	-----------	-----------

	(直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	(左記以外の場合)
ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	8 2 6	2, 0 6 5

エ グレーチング

上限単価 (万円/m ²) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (定率、%) (左記以外の場合)
1 7 . 7	5 0

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4 m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1 m以内とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ 5 mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ 2 mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1（1）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10

月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官通知) に基づく事業により令和 2 年度以前に整備され、かつ残耐用年数が 5 年以上あるものに限る。

(2) 地域特認

ア 地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の(1)の上限単価を超える事業については、地方農政局長が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第 4 の 4 の(1)で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の(2)の②に係る採択要件の欄の 3 の「受益戸数が 3 戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制することができるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の(8)の③に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、40,000 千円以内とする。

第 4 事業の実施等の手続

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の実施手続

事業の実施手続は、別記 1 の第 4 の 1 を準用するものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

ア (1)で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(2)に定める事業実施計画にあつては、別記 1 の別表 1 の 1 の整備事業(新規整備)及び整備事業(既設柵の地際補強)に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表 1 の 1 の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ (1)で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(3)に定める都道府県計画にあつては、別記 1 の別記様式第 6 号により、(1)で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(2)に定める広域都道府県域計画にあつては、別記 1 の別記様式第 9 号の別添により作成するものとする。

ウ (1)で準用する別記 1 の第 4 の 1 の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記 1 の別記様式第 1 号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記 1 の別記様式第 9 号により行うも

のとする。

エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記１の別表４に定めるところによるものとする。

(３) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記１の第４の３の規定を準用する。

(４) 事業の着手

事業の着手は、別記１の第４の４の規定を準用する。

(５) 管理運営

管理運営は、別記１の第４の５の規定を準用する。

(６) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記１の第４の６の規定を準用する。

２ ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(１) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(２) 事業実施計画の作成

(１)のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第１号によるものとする。

(３) 事業実施計画の重要な変更

(１)のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の２の(８)の①に係る経費・事業内容の欄に掲げる①から④の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更、第２の２(１)アの(イ)、第２の２(１)イの(イ)、第２の２(１)ウの(イ)、第２の２(１)エの(イ)に係る事業実施計画の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第１号によるものとする。

(４) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第２号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

３ ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第3号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る経費・事業内容の欄に掲げる①と②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第3号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第4号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の実施手続

事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

ア (1) で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあつては、別記1の別表1の1の整備事業(新規整備)及び整備事業(既設柵の地際補強)に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表1の1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ (1) で準用する別記1の第4の1の(3)に定める都道府県計画にあつては、別記1の別記様式第6号により、(1) で準用する別記1の第4の1の(2)に定める広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号の別添により作成するものとする。

ウ (1) で準用する別記1の第4の1の(4)及び(6)に定める都

道府県知事が行う協議については別記 1 の別記様式第 1 号により行うものとし、同 (2) 及び (6) に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記 1 の別記様式第 9 号により行うものとする。

エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記 1 の別表 4 に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記 1 の第 4 の 3 の規定を準用する。

(4) 事業の着手

事業の着手は、別記 1 の第 4 の 4 の規定を準用する。

(5) 管理運営

管理運営は、別記 1 の第 4 の 5 の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記 1 の第 4 の 6 の規定を準用する。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第 7 号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第 7 号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第 8 号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第 5 事業実施状況の報告

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

- (1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記1の別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別記1の別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

- (2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1)の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第5号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第6号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

- (1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記1の別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別記1の別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

- (2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に

係る指導の徹底について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 農振第 1705 号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1) の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の 9 月末日までに、別記 1 の別記様式第 2 号により行うものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の 6 月末までに、別記様式第 9 号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第 6 事業の評価

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

事業評価は、別記 1 の第 6 の 1 を準用する。

(2) 改善計画

改善計画は、別記 1 の第 6 の 2 を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

事業評価は、別記 1 の第 6 の 1 を準用する。

(2) 改善計画

改善計画は、別記 1 の第 6 の 2 を準用する。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第 7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記 1 の第 7 を準用する。

第 8 推進指導等

1 推進指導

国及び都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

(1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第 9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

第 10 国の助成措置

国の助成措置は、別記 1 の第 10 の規定を準用する。

別表 1

ジビエ広域搬入モデル実証支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	- 取得単価が 50 万円以上の設備、備品については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログ等を提出すること。 - 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
事 業 費	（会場借料） 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	（通信・運搬費） 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	- 切手は物品受払簿で管理すること。 - 電話等の通信費については、基本料を除く。
	（借上費） 事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器等借り上げ経費	
	（印刷製本費） 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	（資料購入費） 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	（原材料費） 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	
	（消耗品費）	

	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記憶媒体・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	
旅 費	（委員等旅費） ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	（調査等旅費） ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。 ・実証に必要な野生鳥獣の捕獲については、必要な許可を受けた上で捕獲するものとし、実働に応じた対価として謝金を支払うものとする。 ・なお、有害捕獲として捕獲した個体を利用する場合は、捕獲活動経費と重複で支払うことのないようにすること。
賃 金	・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。

	通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費、振込手数料等	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別表 2

ジビエレストラン拡大事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだ	

	けでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別表 3

鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記8の第4の2の（2）、第4の2の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の2の（2）（別記8の第4の2の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ ジビエ広域搬入モデル実証支援事業（事業実施計画）

1 総括表

[illegible]

注：①事業名の欄には、小型の移動式解体処理車の製作・実証、軽トラックの改造・実証、コンテナ式処理施設等の活用・実証、生体搬入方法の実証のいずれかの取組を記載する。

②事業内容の欄には、要領別記 8 の第 2 の 2 (1) のア～エまでの取組の (ア) ～ (オ) について記載する。2 つ以上の取組を実施する場合は、それぞれの取組の (ア) ～ (オ) について記載する。

③備考欄には、事業費欄に記載した額の積算根拠について詳細に記載する。なお、別紙とすることも可とする。

④事業の委託を行う場合は、要領別記 8 の第 2 の 2 (3) に定める記載事項を備考欄に記載する。

- ⑤仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円、うち国費〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3-1 事業の内容（小型の移動式解体処理車の製作・実証）

（1）検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

（2）改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の問題点	対応	備考

（3）改良型移動式解体処理車の機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

（4）-1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取組 内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

注：（１）～（５）の取組ごとに記載する。

3-2 事業の内容（軽トラックの改造・実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備 考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

(2) 軽トラックの改造

改造の内容	対 応	備 考

(3) 軽トラックの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 軽トラック改造マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取組 内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3-3 事業の内容（コンテナ式処理施設等の活用・実証）

（1）検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備 考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

（2）コンテナの改造

改造の内容	対 応	備 考

（3）コンテナの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

（4）- 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

（4）- 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

（5）コンテナ活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取組 内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3－4 事業の内容（生体搬入方法の実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備 考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

(2) 生体搬入用おりの製作

生体搬入向けの（改造）内容	対 応	備 考

(3) 生体搬入の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 生体搬入マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取組 内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

注：（１）～（５）の取組ごとに記載する。

4 添付書類

- (1) 事業実施主体（コンソーシアム）が作成した各種規約
- (2) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記8の第4の2の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記8の第4の3の（2）、第4の3の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の3の（2）（別記8の第4の3の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ ジビエレストラン拡大事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ料理の指導等	円	円	円	
2. メニュー開発支援等				
3. レストラン定着への周知等				
4. ジビエバイヤーズ商談会等				
5. 報告書等				
6. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエ料理の指導等の概要

--

(3) メニュー開発支援等の概要

--

(4) レストラン定着への周知等の概要

--

(5) ジビエバイヤーズ商談会の概要

--

(6) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組 内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (5) までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第4号（別記8の第4の3の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第 5 号（別記 8 の第 5 の 2 関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証支援事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号
農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 5 の 2 の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第 1 号に準ずるものとする。

別記様式第 6 号（別記 8 の第 5 の 3 関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号
農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 5 の 3 の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第 3 号に準ずるものとする。

別記様式第7号（別記8の第4の5の（2）、第4の5の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の5の（2）（別記8の第4の5の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. 展示物及び動画の制作等	円	円	円	
2. 報告書等				
3. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 展示物及び動画の制作等の概要

--

(3) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報
発信事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項に
ついて、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届け
する。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した
施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しな
い場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、
計画変更は行わないこと。

別記様式第9号（別記8の第5の5関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号
農林水産省生産局長通知）別記8の第5の3の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第7号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業に関して平成 30 年 3 月 31 日までに行われる別記 3 第 2 の 2 の (2) の確認等については、別記 3 第 2 の 2 の (2) の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領に基づき広域コンソーシアムが行った事業については、事業の評価を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。